

# 船橋市スポーツ少年団規程

## 第1章 総 則

- 第 1 条 この規程は、船橋市スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関し、必要な事項を定める。
- 第 2 条 本団は、船橋市内の単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって組織する。
- 第 3 条 本団は、船橋市体育協会の加盟団体である。

## 第2章 目 的

- 第 4 条 本団は、単位団の普及と育成指導につとめ、その活動の活性化をはかり、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

## 第3章 事 業

- 第 5 条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。
- (1) 単位団の結成に関する事。
  - (2) 単位団の育成と指導援助に関する事。
  - (3) 単位団指導者及びリーダーの養成に関する事。
  - (4) 単位団育成母集団の育成及び機能強化に関する事。
  - (5) 単位団の合同事業に関する事。
  - (6) 本団指導者協議会の育成及び機能強化に関する事。
  - (7) 単位団、本団指導者協議会、他市町村スポーツ少年団、千葉県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団との交流及び連絡調整に関する事。
  - (8) 広報及び出版に関する事。
  - (9) 各種大会等への代表派遣に関する事。
  - (10) 単位団の育成に必要な調整及び研究に関する事。
  - (11) その他前条の目的達成に必要な事業に関する事。

## 第4章 登 録

- 第 6 条 本団への加入は、本団、千葉県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団に登録することによって行われる。
- 2 前項の登録は、毎年度更新するものとする。
  - 3 その他登録に関しては、日本スポーツ少年団が定める「スポーツ少年団登録規定」によるものとする。

## 第5章 役 員

- 第 7 条 本団に、次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 本 部 長 | 1 名 |
| (2) 副本部長  | 若干名 |
| (3) 本部委員  | 若干名 |
| (4) 会 計 士 | 2 名 |
| (5) 監 事   | 2 名 |

第 8 条 本部長及び副本部長は、総会において代議員の推挙により定める。

- 2 本部長は、本団を代表し団務を統轄する。
- 3 副本部長は、業務及び事業を分担し、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名した順序によりその業務を代行する。
- 4 本部長及び副本部長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第 9 条 本部委員は、総会において代議員の推挙により定める。

- 2 本部委員は、本部委員会を組織し、本団の団結を審議執行する。
- 3 本部委員は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第 10 条 会計は、総会において代議員の推挙により定める。

- 2 会計は、本団の会計事務を処理する。
- 3 会計は、就任と同時に本部委員となる。

第 11 条 監事は、総会において代議員の互選により定める。

- 2 監事は、本団の団務及び会計を監査し、本部委員会及び代議員会に報告する。

第 12 条 役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第 13 条 役員は、本団の役員としてふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情がある場合は、その任期中であっても代議員会の議決を経て解任することができる。

## 第 6 章 代 議 員

第 14 条 代議員は、次のとおり選任する。

- ( 1 ) 単位団より 1 名
- ( 2 ) リーダークラブより若干名
- ( 3 ) 指導者協議会より若干名

- 2 前項の規定により選任された代議員が、本部委員に就任したときは、代議員の資格を失うものとする。この場合、その後任は、その者の属する単位団から選任する。
- 3 代議員は、総会に出席し、次に掲げる事項を審議決定する。

- ( 1 ) 役員の選出
- ( 2 ) 事業計画の決定と事業報告の承認
- ( 3 ) 予算の決定と決算の承認
- ( 4 ) その他の重要な事項

## 第 7 章 顧 問

第 15 条 本団に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代議員会の推挙により本部長が委託する。
- 3 顧問は、本部長の諮問に応じ、又は、本部長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は第 12 条第 1 項の規程を準用する。

## 第8章 会 議

第16条 本団の会議は、総会及び本部委員会とする。

第17条 総会は、代議員をもって構成し、本部長が招集する。

2 総会の議長は、出席した代議員の互選により定める。

3 本部長は、代議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは速やかに総会を招集しなければならない。

第18条 総会は、代議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、同一事項について再度の招集をしたときは、この限りではない。

2 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこのによる。

3 代議員が総会に出席できないときは、書面をもって他の代議員又は、議長に議決権を委任することができる。この場合、委任をした代議員は出席したものとみなす。

第19条 本部委員会は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部委員会の議長は、本部長が努める。

3 第17条第3項並びに第18条1項、2項及び3項の規定は、本部委員会に準用する。この場合において「代議員」とあるのは「本部委員」と、「総会」とあるのは「本部委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第9章 賛 助 会 員

第20条 本団に、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、本団の趣旨に賛同して入会した法人会員及び個人会員をいう。

3 賛助会員は、法人会員及び個人会員ともに会費を年度毎に納めるものとする。

4 賛助会員及び賛助会に関し必要な事項は、本部委員会の議決を経て別に定める。

## 第10章 専 門 部 会

第21条 本団は、本部委員会に必要な専門部員を設けることができる。

2 専門部会に関する必要事項は、本部委員会の議決を経て別に定める。

## 第11章 船橋市スポーツ少年団指導者協議会

第22条 本団は、指導者の指導力の向上を図り、単位団のより健全な育成を図るため、船橋市スポーツ少年団指導者協議会を設置し、育成指導する。

2 船橋市スポーツ少年団指導者協議会の組織等に関する必要事項は、本部委員会の議決を経て別に定める。

## 第12章 リーダークラブ

第23条 本団は、次代の指導者の確保と育成を図るため、リーダークラブを設置し、指導育成する。

2 リーダークラブの組織等に関する必要事項は、本部委員会の議決を経て別に

定める。  
3 リーダークラブの代表は、本部委員会に出席して意見を述べることができる。  
**第13章 会計**

第24条 本団の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 登録料
- (2) 負担金
- (3) 補助金
- (4) 賛助金
- (5) 事業収入
- (6) 寄付金
- (7) その他の収入

第25条 本団の事業計画及び収支予算は、会計年毎に本部長が編成し、代議員会の議決を経なければならない。

第26条 本団の収支決算は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に本部長が作成し、事業報告とともに監事の意見を付し、総会の承認を受けなければならない。

第27条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### **第14章 事務局**

第28条 本団の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び事務局職員若干名を置く。

- 2 事務局長は、代議員会の議決を経て本部長が任命する。
- 3 事務局長は、就任と同時に本部委員となる。
- 4 事務局長は、事務局を統轄し、事務局職員を指揮監督する。
- 5 事務局職員は、本部委員会の議決を経て本部長が委嘱する。
- 6 事務局職員は、事務局長の命を受け、本団の事務を処理する。
- 7 庶務、経理、その他事務処理上必要な事項は、本部委員会の議決を経て事務局長が別に定める。
- 8 千葉県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団との連絡調整及びその他必要業務を行う。

#### **第15章 雑則**

第29条 この規定の改廃は、総会において3分の2以上の同意を得たのち変更することができる。

付 則

この規定は、平成8年4月1日から施行する。